



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*40 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則  
(子ども未来課)..... 1

### ○ 告示

- 1301 平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 2
- 1302 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 5
- 1303 生活保護法による指定医療機関の休止 ( " )..... 5
- 1304 生活保護法による指定医療機関の辞退 ( " )..... 5
- 1305 生活保護法による医療機関の指定 ( " )..... 6
- 1306 " ( " )..... 6
- 1307 生活保護法による施術機関の指定 ( " )..... 6
- 1308 救急病院の認定 (医務課)..... 7
- 1309 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 7
- 1310 " ( " )..... 8
- 1311 " ( " )..... 9
- 1312 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 10
- 1313 " ( " )..... 10
- 1314 " ( " )..... 11
- 1315 公共測量の実施 (技術調査課)..... 11
- 1316 道路の区域変更 (道路保全課)..... 11
- 1317 道路の供用開始 ( " )..... 12
- 1318 道路の区域変更 ( " )..... 12
- 1319 道路の供用開始 ( " )..... 12
- 1320 道路の区域変更 ( " )..... 13
- 1321 道路の供用開始 ( " )..... 13
- 1322 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正 (総務事務集中課)..... 13

### ○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 14

## 規 則

### 和歌山県規則第40号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則（昭和37年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の7第1項第3号」を「第33条の6第1項」に改め、「並びに法第21条の5の措置に係る法第56条第5項の規定により決定された費用を同条第7項の規定により徴収すること」を削る。

第3条中「第50条第6号の3」を「第50条第6号の2」に改める。

第5条第4項中「第25条の7第1項第3号」を「第33条の6第1項」に改める。

第10条を削る。

別表第1中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表備考2（3）中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加え、同表備考3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考5ただし書を次のように改める。

ただし、措置児童の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

別表第1備考6中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考7（1）イ中「390,000円」を「404,000円」に改める。

別表第2備考2（2）ウ中「第12条並びに」を「第12条、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1301号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借と種類及び規模を同じくする契約（民間企業等を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) データベーススペシャリスト

(オ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(カ) ITサービスマネージャ

(キ) システム運用管理エンジニア

(ク) 情報セキュリティスペシャリスト

(ケ) 情報処理安全確保支援士

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（2）に係る履行証明書

ソ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

タ 2の（4）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

チ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ツ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シからセまで及びチに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年10月20日（金）から同年11月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年11月1日（水）午前9時から同月6日（月）午後4時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年11月6日（月）から同月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、平成29年11月10日（金）午後4時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成29年11月17日（金）までに通知する。

ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年11月24日（金）午後4時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第1302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医新 36-26	山西内科胃腸科眼科医院	田辺市湊14-31	平成 29. 7. 31
東歯新 3-26	富澤歯科医院	東牟婁郡串本町串本1844	平成 29. 8. 1

#### 和歌山県告示第1303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
田薬新 2-26	センザキ薬局	田辺市高雄一丁目14-34	平成 29. 8. 17

#### 和歌山県告示第1304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
日医新 24-26	白寿苑診療所	日高郡日高川町船津1664	平成 29. 1. 31

## 和歌山県告示第1305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯新 15-29	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	平成 29. 7. 1
田医新 80-29	山西内科胃腸科眼科医院	田辺市湊1-7	平成 29. 8. 1

## 和歌山県告示第1306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
紀訪新 7-29	株式会社なかまメディアカ	紀の川市杉原306-4	サンケア訪問看護ステーション	紀の川市古和田174-24	平成 29. 8. 1

## 和歌山県告示第1307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
日は新 3-29	山本賢司	はり・きゅう東洋治療なごみ（はり・きゅう） 日高郡日高川町和佐2081-55	平成 29. 8. 15

紀柔新 6-29	碓勝功	のり鍼灸整骨院（柔道整復） 紀の川市名手市場153-1	平成 29. 8. 24
紀は新 8-29	碓勝功	のり鍼灸整骨院（はり・きゅう） 紀の川市名手市場153-1	平成 29. 8. 24

**和歌山県告示第1308号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人南労会紀和病院
- 2 所在地 橋本市岸上18番地の1
- 3 有効期限 平成32年10月18日

**和歌山県告示第1309号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ有田店  
和歌山県有田市糸我町中番25番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) (仮称) ケーズデンキ有田パワフル館  
和歌山県有田市糸我町中番22番地外  
(変更後) ケーズデンキ有田店  
和歌山県有田市糸我町中番25番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり  
(変更後) 縦覧図書のとおり
- 4 変更年月日
  - (1) 平成23年3月1日

- (2) 平成26年6月23日外
- 5 変更した理由
- (1) 名称及び所在地の決定のため
- (2) 法人の合併に伴う小売業者の変更及び代表者の交代のため
- 6 届出年月日  
平成29年10月10日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田市産業振興課（有田市箕島50番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年10月20日から平成30年2月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ御坊店  
和歌山県御坊市野口590番地3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ケーズデンキ御坊パワフル館  
(変更後) ケーズデンキ御坊店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり  
(変更後) 縦覧図書のとおり
- 4 変更年月日
- (1) 平成23年3月1日
- (2) 平成26年6月23日外
- 5 変更した理由
- (1) 名称変更のため



(2) 法人の合併に伴う小売業者の変更及び代表者の交代のため

6 届出年月日

平成29年10月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年10月20日から平成30年2月20日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1311号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ田辺店

和歌山県田辺市稲成町260番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ケーズデンキ紀伊田辺店

和歌山県田辺市稲成町245-1外18筆

(変更後) ケーズデンキ田辺店

和歌山県田辺市稲成町260番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 日下幸一郎

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 日下幸一郎

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 変更年月日

- (1) 平成26年7月4日
- (2) 及び (3) 平成26年6月23日

5 変更した理由

- (1) 名称及び所在地の決定のため
- (2) 及び (3) 代表者の交代のため

6 届出年月日

平成29年10月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年10月20日から平成30年2月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第1312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

和歌山県告示第1313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1314号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1315号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ更新)

2 作業期間 平成29年10月13日から平成30年3月19日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡由良町全域

和歌山県告示第1316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考

		メートル	メートル	
日高郡日高川町大字大又字槇谷 236番3地内	旧	20.65 } 32.91	113.90	
同上	新	25.00 } 36.10	113.90	

**和歌山県告示第1317号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地内

供用開始の期日 平成29年10月20日

**和歌山県告示第1318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字喜五 郎谷460番1地先から同町大字生 石字倉根谷382番1地先まで	旧	2.43 } 17.03	481.77	
同上	新	9.48 } 28.98	480.00	

**和歌山県告示第1319号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字生石字喜五郎谷460番1地先から同町大字生石字倉根谷382番1地先  
まで

供用開始の期日 平成29年10月20日

## 和歌山県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字大平2552番1地先から同市上芳養字池田2526番地先まで	旧	4.80 ） 29.40	261.70	
同上	新	12.70 ） 36.70	261.70	

## 和歌山県告示第1321号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字大平2552番1地先から同市上芳養字池田2526番地先まで

供用開始の期日 平成29年10月20日

## 和歌山県告示第1322号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条第2号中「受けた者については、その者」を「受け、その決定」に、「確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす」を「確定している場合は、この限りでない」に改め、同条第3号中「（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる

更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）を削り、「更生手続開始の申立てをなされていない者」を「申立てをなされていない者」に改め、「（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）」を削り、「受けた者については、その者」を「受け、その決定」に、「（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす」を「がある場合は、この限りでない」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号ア中「経営している者又は暴力団等が」を「経営し、又は」に改め、同号イ中「経営」を「経営し、」に改め、同号カからクまでの規定中「経営している者又はその者が」を「経営し、又は」に改め、同号を同条第10号とする。

第4条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「原本」の次に「又はその写し」を加える。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第7号」に、「第3条第9号」を「第3条第8号」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「第3条第9号」を「第3条第8号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第3項中「第3条第2号から第4号まで」を「第3条第2号又は第3号」に改める。

第12条第1項第2号中「前条第1項第8号」を「前条第1項第7号」に改める。

第13条中「第8号」を「第7号」に、「第10号」を「第9号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱は、平成30年2月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 業務の名称

平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借

(3) 業務の内容

住民基本台帳ネットワークシステムに係る通信機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第1303号で定めた平成29年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成29年10月20日（金）から同年11月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、平成29年11月1日（水）午前9時から同月6日（月）午後4時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成29年11月30日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年11月30日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否



否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of equipment for the basic resident registration network system ; Complete Set

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 30 November 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 30 November 2017)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp